

いわき市立小名浜第一中学校部活動に係る活動方針

(平成31年4月より実施 令和7年4月1日 一部改訂)

1 部活動の意義

学校における部活動は、同校の生徒が参加し、学校教育の一環として行われることで、体力や技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係が構築されたり、学習意欲が向上したり、自己肯定感、責任感、連帯感が高まったりなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義が認められるものであり、生徒の総合的な人間形成の場である。

2 本校部活動の目的

- (1) 部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものとし、スポーツや文化及び科学等に親しみながら活動する中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、「生きる力」を育むための資質・能力を育成する。
- (2) 教師と生徒および生徒相互の好ましい人間関係を構築しながら、愛校心をはぐくむとともに集団生活の決まりを身につけさせる。

3 本校部活動の基本方針 「結果より努力をたたえる」

- (1) 「いわき市小中学校部活動運営方針」に則り、毎年「小名浜第一中学校部活動に係る活動方針」を策定し公表する。
- (2) 各部においては、「(年間及び毎月の) 活動計画」を作成し、生徒が見通しを持つて活動できるようにする。
- (3) 部活動の参加については、教育目標の具現の場としてとらえ、積極的に参加を推奨する。ただし、生徒一人ひとりの状況を考慮することを優先し全員参加とはしない。なお、学校生活上、参加生徒と不参加生徒との間に差別をしない。
- (4) 上級生と下級生との人間関係に配慮して指導する。
- (5) 礼儀作法など、生徒指導面を重視して指導し、技術向上のみの指導にならないようする。
- (6) 全職員の協力・共通理解のもとに指導を進める。
- (7) 活動する上で問題のある部は顧問の判断により活動停止とし、運営する上で問題が生じた場合は校長の総合判断により活動中止とする。

4 本校部活動の運営について

(1) 休養日

- ① 平日は、週1日、一斉に休養日とする。(水曜日を基本とする)
- ② 週休日（土・日）は、部活動ごとに1日休養日とする。
- ③ 次の期間は、全市一斉の休養日となる。
 - ・夏季休業中の学校閉庁日
 - ・年末年始（12月29日～1月3日）6日間

- ※ 週休日（土・日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土・日）分の休養日をこの期間に近い別日に休養日を設定する。
(祝日を含めた3連休の場合は除く。)
- ※ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。

- (2) 活動時間（※準備や後片付けの時間は含めない。）
- ① 平日における活動時間は、2時間をお限とする。
 - ② 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間をお限とする。※大会や練習試合、合同練習等は別。
 - ③ 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。
 - ④ 部活動終了時刻と下校時刻

期 間	完全下校時刻	活動終了目安
4月から新人大会終了	18時45分	18時30分
新人大会終了から2月	18時00分	17時45分
3月	18時15分	18時00分

- ※ 平日の練習場所を校外とした場合においても、活動時間は2時間以内とし、完全下校時刻は18時45分とする。
- ※ 上記の「新人大会終了」の捉え方は市大会を基準にして、県大会へ出場する部活動については「部活動延長届」を提出することなく夏時間で活動することとする。
- ※ 吹奏楽部・特設合唱部においては、11月から活動終了時刻を切り替える。大会が近くなつてから（1～2週間を目安に）部活動延長届を提出し、保護者にも延長の旨を確実に連絡する。（下校時の安全確保のため。）
- ※ 美術部、情報処理部の活動においては、11月から活動終了時刻の切替えを基本とする。

5 その他

- (1) 地域の団体等と連携する場合には、部活動における活動量や強度について考慮し、生徒の負担とならないよう学校生活や学習とのバランスが保たれた取組みにする。
- (2) 障がいのある生徒については、一人一人の障がいの程度や状態等が様々なことから、部活動顧問間で配慮事項等を把握するとともに行動の観察と危険を予測しながら、安全に十分配慮して指導に当たる。また、既往歴の把握や健康観察にも留意する。
- (3) 活動中、頭を強く打ち付けた場合には、直ちに活動を中止し、脳神経外科等専門医の診断を受ける。
- (4) 熱中症対策については、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を目安に対策を講じる。
- (5) 活動する際には、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報についても事前に収集し、安全に配慮する。
- (6) 感染症の流行が懸念される場合は活動の中止、または活動時間の短縮をする場合がある。
- (7) クラブチームに登録し、クラブチームから中体連に出場する生徒は、学校の部活動に所属することが出来ない。